

弘前大学における障害学生支援に関する基本方針

[理 念]

国立大学法人弘前大学（以下、「本学」という。）は、「国連・障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」等を遵守し、以下に示す基本方針に則って障害のある学生への支援を行います。

本学は、障害のある学生が、修学、学生生活、大学行事等において、障害のない学生と平等に参加できるよう、学生特別支援室を中心に学内外の関係部局等と連携しながら全学的な支援体制を構築・強化し、障害のある学生への支援の充実を図ります。

[方 針]

1. 機会の確保と教育の質の維持

障害のある入学希望者や在学生在が、障害を理由に受験や修学を断念することのないよう、障害と関係する障壁の解消に努め、受験及び修学の機会を確保します。また、本学が掲げる理念に則り教育の質を維持します。

2. 情報公開

入学希望者や在在学生に対し、障害に伴う困難に関する支援方針および体制等について情報を公開します。

3. 支援体制

学生の修学に関わるすべての組織は、学生特別支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障害のある学生に対する合理的配慮を実施します。

4. 合理的配慮

生活・修学上の困難とニーズの理解に努め、継続可能な支援内容を双方の合意形成に基づいて決定します。

5. 支援内容・方法

困難の状態に応じ、情報保障、休憩の保障、説明や課題提示の方法等、個々のニーズに応じた手立てを検討し、双方にとって過度の負担とならない配慮を実施します。

6. 施設等の環境整備

障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活をおくることができるよう、キャンパス内の施設・設備および掲示物等の環境整備に努めます。

7. 研修

学生特別支援室が中心となって障害の特性および障害に伴う困難と支援方法に関する研修等を実施し、学生・教職員の理解と支援技術の向上に努めます。